

被災代替資産等の特別償却に関する明細書

(平成 年分)

氏名 _____

対象資産の区分	①	被災代替資産 被災区域内供用資産	被災代替資産 被災区域内供用資産	被災代替資産 被災区域内供用資産
(耐用年数表の番号) 対象資産の種類	②	()	()	()
対象資産の構造又は名称	③			
取得等年月日	④	平 . .	平 . .	平 . .
事業の用に供した年月日	⑤	平 . .	平 . .	平 . .
損壊等をした資産の用途	⑥	(m ²)	(m ²)	(m ²)
被災代替資産の用途	⑦	(m ²)	(m ²)	(m ²)
取得価額	⑧	円	円	円
償却の基礎となる金額	⑨			
償却方法	⑩	定額法 ()	定額法 ()	定額法 ()
(耐用年数) 償却率	⑪	0 (年)	0 (年)	0 (年)
償却期間	⑫	____ 月 12	____ 月 12	____ 月 12
普通償却費	算出償却費 (⑨ × ⑪ × ⑫)	円	円	円
	増加償却費			
	計 (⑬ + ⑭)			
特別償却費	特別償却の対象となる 部分の取得価額	⑮		
	特別償却率	⑯	____ 100	____ 100
	特別償却額 (⑮ × ⑯ × ⑫)	⑰	円	円
償却費合計額 (⑰ + ⑱)	⑲			
未償却残高	⑳			
その他参考となるべき事項	㉑			

書 き か た

- 1 この明細書は、阪神・淡路大震災の被災者等に係る同税関係法律の臨時特例に関する法律第10条第1項に規定する被災代替資産等の特別償却の適用を受けるときに使用します。
- 2 この明細書は、被災代替資産等の特別償却の適用を受ける年分の確定申告書に添付してください。
- 3 この明細書の次の欄は、次により記載してください。

(1) 「①」欄は、その被災代替資産等が阪神・淡路大震災の被災者等に係る同税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第10条第1項各号に掲げる資産（以下「被災代替資産」といいます。）又はそれ以外の資産（以下「被災区域内供用資産」といいます。）のいずれに該当するかの区分に応じ、該当するものをして開きます。

(2) 「②」欄には、減価償却資産の耐用年数に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）別表第一の「種類」又は別表第二の「設備の種類」を記載しますが、その適用対象資産が機械及び装置である場合には、別表第二の番号を（ ）内に記載します。

(3) 「③」欄には、適用対象資産が建物である場合にはその構造を、それ以外のものである場合にはその設備等の名称を記載します。

(4) 「⑥」欄及び「⑦」欄には、「①」欄の「被災代替資産」をして開んだ資産について、次により記載します。
イ 用途は、「事務所用」、「工場用」などと記載しますが、被災代替資産が機械及び装置である場合には、耐用年数省令別表第二の「設備の種類」を記載します。

ロ（ ）内には、被災代替資産が建物（その附属設備を含みます。）である場合に、建物全体の床面積を記載します。

(5) 「⑧」欄には、所得税法第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。

(6) 「⑭」欄には、通常の使用期間を超えて使用した機械及び装置について、所得税法施行令第133条の規定による増加償却の特例の適用を受けることとしたときに、その増加償却費の額を記載します。

(7) 「特別償却費」の各欄は、次によります。

イ 「⑮」欄は、次の区分に応じ次の金額を記載します。

(イ) 被災代替資産である建物（その附属設備を含みます。）……その取得価額（「⑧」欄の金額）のうち、損壊等をした建物の床面積の1.5倍に相当する床面積の部分に対応する取得価額

(ロ) 上記以外の被災代替資産等……その取得価額（「⑧」欄の金額）

ロ 「⑰」欄には、適用対象資産の種類、取得等の時期及び中小企業者等の区分に応じ、次の表の特別償却率を記載します。

資 産 の 種 類	取 得 等 の 時 期	特 別 償 却 率	
		中 小 企 業 者	左 記 以 外 の 人
建物及びその附属設備 又は構築物	平7.1.17～平10.3.31	$\frac{18}{100}$	$\frac{15}{100}$
	平10.4.1～平12.3.31	$\frac{12}{100}$	$\frac{10}{100}$
機 械 及 び 装 置	平7.1.17～平10.3.31	$\frac{36}{100}$	$\frac{30}{100}$
	平10.4.1～平12.3.31	$\frac{24}{100}$	$\frac{20}{100}$

(8) 「⑳」欄には、被災区域内供用資産の事業の用に供した区域、被災代替資産である構築物又は機械及び装置の規模又は機能並びに代替された損壊等をした資産の規模又は機能などこの特別償却の適用に関し参考となるべき事項を記載します。

- 4 詳しいことは、最寄りの税務署におたずねください。